

# インターナショナルストマトロジー協会 会則

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

1. 本会は インターナショナルストマトロジー協会と称する。
2. 当法人の、英語表記名は International Stomatology Association とし、略称を I.S.A. とする。

(目的)

### 第2条

本会は、咬合及び口腔内領域が全身の健康の維持と増進に寄与することを互いの専門分野で究明し、口腔の医学・医療の発展に貢献すると共に関係領域と交流を図り、あわせて会員相互の理解と協力と親睦を図ることを目的とする。

この目的を達成する為に次の事業を行う。

1. “噛み合わせ”に関する科学的及び技術的研究、政策研究、啓蒙、啓発活動
2. “噛み合わせ”に関する研究報告会、全国研究大会、シンポジウム、交流会の開催
3. “噛み合わせ”に関する論文の募集及び論文の審査登録、学術論文集、ジャーナル等の刊行物の発行
4. 国内外の関連機関、学術団体、研究機関、大学との交流、連携、共同事業の実施
5. 教育制度、認定制度の構築、及びこれらによる教育、認定・認証、資格付与
6. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

## 第2章 会員

(会員)

### 第3条

本会の会員は次のとおりとする。

(1) 正会員：

本会の目的に賛同する所定の手続きを完了し、当会が主催するいずれかの研修会を修了し入会を希望した者、または理事の承認を得た者

(2) 準会員：

本会の目的に賛同する分野を問わない各種医療スタッフや学生等で、理事会の承認を得た者

(3) 名誉会員：

本会の活動に多大な貢献を果たし、理事会の推薦により、評議員会及び総会の承認を得た者

(入会)

#### 第4条

本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会金及び年会費をそえて本会事務局に申し込むこと。

(移動及び退会)

#### 第5条

本会会員で、転居その他移動を生じた場合、あるいは退会しようとする場合は、速やかに本会事務局に連絡すること。

(資格停止ないし除名)

#### 第6条

本会会員が、次の各号に該当する時は、理事会の議決により除名することができる。

1. 年会費を2年間超え滞納したとき
2. 本会の会員としての義務に違反したとき
3. 本会の名誉を損ない、あるいは本会の目的に反する行為があったとき

### 第3章 役員

(構成)

#### 第7条

1. 本会には、理事10名以内及び監事若干名を置く。
2. 前項の理事には、会長、副会長、専務理事、常任理事を含むものとする。
3. 本会は、理事会の議を経て各種委員会を設置することができる。

(任期)

#### 第8条

役員の仕事は選任後2年とする。ただし重任を妨げない。

(役員選出)

#### 第9条

役員の仕事方法は次の通りとする。

1. 会長は、理事会において選出し、役員の仕事を得る。
2. 常任理事は、会長が指名し、理事会において承認を得る。
3. 監事は、正会員の中から指名し、理事会において承認を得る。

(会長 副会長)

#### 第10条

1. 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。また、主として対外業務および文書の認証を行う。
2. 会長は、理事会を招集し理事会の議長となる。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。

(常任理事等)

#### 第11条

1. 常任理事は、常任理事会を構成し、会務を分担する。本会の目的達成のために必要な基本事項の企画、立案、審議にあたる。
2. 常任理事のうち、1名を専務理事とする。
3. 専務理事は、事務局を管理し事務を掌理する。
4. 監事は、会計管理及び監査業務を行う。

### 第4章 理事会

(理事会)

#### 第12条

1. 理事会は理事をもって構成する。
2. 理事会の定足数は、構成員の三分の一以上とする。
3. 理事会の議決は、出席議決権数の過半数をもって決する。同数の時は、議長の決するところによる。
4. 理事会は次の事項を議決する。
  - (1) 毎会計年度の予算及び決算に関する事項
  - (2) 業務執行に関する事項
  - (3) その他、会長が必要と認めた事項
  - (4) 理事1名以上から審議を求められた事項

### 第3章 会計

(会計)

#### 第13条

1. 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
2. 本会の決算は、毎会計年度終了後、理事会に報告し、その承認を得る。なお、会計監査の結果は理事会にて報告する。

(会費等)

#### 第14条

本会の会費等の額については別に定める。なお、既納の会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

### 第4章 附 則

(会則に定めなき事項)

#### 第15条

本会則に定めなき事項および本会則の実施に必要な事項については、理事会の議を経て会則施行細則および内規を定めることができる。

(会則の改定)

#### 第16条

本会則の改定は、理事会の議を経て、この承認を得なければならない。

(主たる事務所の所在地)

#### 第17条

1. 本会の主たる事務所（本部事務局）は、常任理事会の議を経て定める。
2. 前項の事務所（本部事務局）の他に必要に応じて従たる事務所を設けることができる。
3. 当会における活動は本部事務局で管理し、事務局長が統括する。

[附則]

制定・施行 2014年1月1日

改定 2018年3月1日

本部事務局 東京都港区南青山2丁目2番15号 ウィン青山942

## インターナショナルストマトロジー協会 会員規程

### (理念)

インターナショナルストマトロジー協会は、医療人としての「人材開発と人材育成」、JSC療法をはじめとした咬合及び口腔内領域における本会保有の「専門的知見の普及・啓蒙活動」により、これらが歯科医療分野においてグローバルスタンダードとして広く認知されることを目指し、また会員相互の協力のもと、本会の活動を通じて人々が心身共に健康で豊かな人間性を涵養できる社会づくりに寄与することを本会の理念とします。

### (目的)

#### 第1条

この会員規程（以下「本規程」）は、本会の会員（以下「会員」）に関し、必要事項を定め、また会員の心得・規範を明確にし、会員の地位の安定並びに本会の安定的な運営の確保を目的とします。

### (本規程の適用)

#### 第2条

本規程は、本会の全ての会員に適用し、本会は本規程の下、運営管理を行うものとします。また、本会が随時発表する諸規定も、本規程の一部を構成するものとします。

### (会員の種別)

#### 第3条

1. 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当する個人・法人等とします。
  - (1) 正会員(個人) 本会の理念に賛同して入会した個人
  - (2) 正会員(法人) 本会の理念に賛同して入会した法人及び団体
  - (3) 前各号のほか、準会員、賛助会員、協賛会員その他本会がその入会を認める会員

### (入会申込及び基準)

#### 第4条

1. 会員になろうとする個人、法人及び団体は、本会が定める入会申込手続を行い、所定の入会金、会費等（以下「会費等」）を所定の方法により支払うものとします。
2. 本会は、本会が定める入会基準に基づき、入会の可否を決定し、これを通知するものとします。

### (会員資格有効期間)

#### 第5条

1. 会員資格有効期間（以下「有効期間」）の起算日は、本会から第4条第2項の入会の承認通知があった日とし、有効期間内に当該会員が退会に至った場合を除き、有効期間は起算日から本会が定める更新日まで存続するものとします。

2. 会員は、前項の有効期間満了毎に更新するか否かを本会に通知するものとし、更新する場合は本会の定める期日までに本会所定の会費等を支払い更新するものとします。

（会員特典）

#### 第6条

1. 会員は、別に定める会員特典を受けることができるものとします。
2. 会員特典の内容は、本会の状況その他の事由により変更する場合があります。

（変更手続）

#### 第7条

1. 会員は、その氏名（商号）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレス等に変更があったときは遅滞なくその旨を本会に通知するものとします。
2. 会員が、本会を退会しようとするときは、所定の退会届を、本会会長宛に提出するものとします。

（禁止行為）

#### 第8条

1. 次の各号に該当する行為を本規程における会員の禁止行為と定めます。なお、会員が本条項に反した行為を行った場合、本会は、直ちに当該会員資格を停止させ、損害が発生した場合、被った損害の賠償を当該会員に請求することができるものとします。

（1）自己又は第三者の利得に資する目的で本会に対して行う虚偽の報告、不正行為、その他当協会の信用の失墜をきたすような背信行為

（2）本会又は本会関係者の財産（知的財産を含みます）、プライバシーを侵害し、もしくは侵害する恐れのある行為、又は誹謗中傷し、名誉を傷つける行為

（3）本規程又は法令に違反し、もしくは違反する恐れのある行為

2. 前項の規定により、当該会員資格の停止が確定した場合、当該会員は資格停止による不利益について本会に対して一切請求できないものとします。

（免責）

#### 第9条

会員は、本会において諸活動を行うにつき、自らの責任においてこの全ての活動を行い、当該活動に関連して会員その他第三者に損害・トラブルが生じた場合でも、本会に故意・重過失がある場合を除き、本会はその責を負わないものとします。但し、その処理解決について

は本会も誠心誠意協力し、問題の早期解決のため、被害の発生状況や事実関係の究明を図り、その対応について誠意を持って行うものとします。

(規程の改正)

#### 第10条

本規程は、本会の円滑な運営実施のため、必要と認める場合、本会の理事会の決議により改正することができ、その場合、本会 Web サイトへ掲載する方法又はその他の方法により通知した時点からその効力を生じます。

(合意管轄)

#### 第11条

本規程に関して紛争が生じた場合は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

制定・施行 2014年1月1日

改定 2018年4月1日